

国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 の一部を改正する省令案について

1. 背景

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会決定）（※）を踏まえ、第 211 回通常国会において、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号。以下「一括法」という。）が成立した。

一括法による改正後の自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号。以下「法」という。）においては、料金及び自動車運転代行業約款について、原則として、書面の掲示に加えて、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することを義務付けることとなったが、具体的な方法については国土交通省令に委任することとした。

このため、国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年国土交通省令第 62 号）について、所要の改正を行う必要がある。

※ 我が国がデジタル化を図っていく上での指針となるべき「構造改革のためのデジタル原則」に沿って、デジタル改革、行政改革、規制改革を計画的かつ効果的に進めるための政府の取組方針を示すものである。その中で、代表的なアナログ規制である 7 項目（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、対面講習規制、書面掲示規制、往訪閲覧縦覧規制）及びフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制について点検・見直しを行うとしている。

2. 概要

一括法による改正後の法第 11 条及び第 13 条第 5 項の規定による料金及び自動車運転代行業約款の公衆の閲覧は、自動車運転代行業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする旨を新設するほか、所要の改正を行うこととする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 6 年 2 月上旬

施 行：令和 6 年 4 月 1 日